

第1 はじめに

まず、報告者は、俳優、アイドル、芸人、アーティストなど芸能人（以下、「芸能実演家ら」という。）やエンターテインメント業界に従事する方々（以下、総称して、「芸能従事者ら」という。）の権利問題を主に扱い、研究をしている弁護士で、これまで多くの芸能従事者らから法律相談を受け、訴訟も担当している者である。また、令和3年から令和4年には、文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」委員も務めた。

芸能従事者らの過重労働は、「芸術、芸能、文化」等という言葉で隠れ蓑にし、また芸能実演家らについては「有名税」という言葉で誤魔化され、長年にわたり放置されてきた非常に深刻な問題である。

本報告では、主に、芸能実演家らの過重労働（便宜的に「労働」という言葉を使用しているが、必ずしも「労働者」を前提としているわけではない。以下、同様とする。）、過重労働の実態・背景に関わる裁判例を通じて報告する。

第2 芸能実演家らの労働者性に関する最近の裁判例

1 Hプロジェクト事件（東京高裁令和4年2月16日）

本件は、アイドルグループのメンバーとして活動していた16歳のアイドルの労働基準法上の労働者性が争われた事件であるが、「諾否の自由を有していたというべきであり、被告に従属して労務を提供していたとはいえず、労働基準法上の労働者であったと認めることはできないというべきである。」として、労働者性が否定された。

なお、水町勇一郎教授は、一審判決に対して、「諾否の自由があることのみを重視して労働者性を否定している本判決の判断は、これまでの判例・裁判例の枠組みを逸脱している。さらに、この判断を敷衍すると、④例えば勤務シフト決定の際に労働者の希望を聞いている一般の事案や常用型派遣で派遣先を決定する際に派遣労働者の意向を聞いている事案で労働者性が否定されることになりかねない、⑤プラットフォーム型就業者についてアプリに接続する時間を決定する自由が就業者にある（その意味で諾否の自由がある）としても労働者性は肯定されとする近時の国際的潮流（例えばフランスの2020年3月4日Uber事件破毀院判決、Pourvoin^o 19-13. 316；イギリスの2021年2月19日Uber事件最高裁判決〔2021〕UKSC5等）に逆行する、⑥年少者が学業や体調等を理由に仕事を休むことを認めることで労働者性が否定され年少者保護規制等が及ばなくなるとすると政策的にも深刻な事態を生む、という理論的・政策的な問題点も内包している。」等と厳しく評し（ジュリスト1565号4頁）、その他にも多くの学者や実務家から、批判がなれている判決である。

2 ファーストシンク事件（大阪地判令和5年4月21日）

本件は、前記1と同様に、アイドルグループのメンバーとして活動していたアイドルの労働基準法上の労働者性が争われた事件であるが、前記1と異なり、「X（アイドル）

は、Y（芸能事務所）の指揮監督の下、時間的場所的拘束を受けつつ業務内容について諾否の自由のないまま、定められた業務の提供しており、その労務に対する対償として給与の支払いを受けており、・・・X（アイドル）の労働者性が認められる。」（括弧内は、報告者による補足である。）と判示した。

3 小括

以上のとおり、現状、芸能実演家らに関して、労働者性を認める裁判例は分かれているところ、日本では、個人事業主として、発注者と契約をしている場合には、労働者ではないことから、労働法令の適用を前提とする扱いを受けておらず、また、個人事業主の働き方を保護する法律はない。今年、いわゆる「フリーランス新法」も成立したが、フリーランス新法では、フリーランスの働き方までを是正する定めはなく、過重労働に対する影響力は限定的であると考ええる。

第3 芸能実演家らの過重労働、ハラスメントに関する裁判例

1 Hプロジェクト事件（東京高裁令和4年12月21日）

本件は、アイドルグループのメンバーとして活動していた16歳のアイドルが自死した件について、芸能事務所側の責任が争点になった事例である。具体的には、当時、16歳だったアイドルが過重労働であったか、芸能事務所の社長A氏が、当該アイドルに「（芸能事務所を）辞めるなら1億円を支払え」と言ったか等が争点になった。判決では、A氏が当該アイドルに対して辞めるなら1億円を支払えという発言をしたとは認められない、当該アイドルがグループでの活動により正常な認識等が著しく阻害される精神状態に追い込まれるほど強い精神的負荷がかかったとは認められない等と判示し、当該アイドルの自死について、芸能事務所に責任がないとされた。

なお、報告者としては、本判決では、アイドルという仕事の特殊性、当該アイドルの年齢、グループのメンバーだった者の発言等について十分に検討されていないこと、医師の「芸能活動に起因した精神疾患が認められる」等といった意見書が複数提出されているにもかかわらず、当該各医師の意見等が全く考慮されていないこと等から、大きく疑問が残る判決であると考ええる。

2 FEST VAINQUEUR 事件（東京高裁令和5年3月29日）

本判決は、ヴィジュアル系ロックバンドとして活動していたグループが、芸能事務所の退所後の活動をしなかったことについて「やむを得ない事由」（民法651条2項ただし書）があったか否かが争点になった事例である。具体的には、当時、当該グループのメンバーが、芸能事務所の社長B氏から、「殺すぞ」等と言われ、また、B氏は、当該グループが、マネジメント契約の解除を申し入れた際には、当該グループに関し、「2時間あれば潰せる」「音楽できないようにしてやる」等といった発言をしたところ、これらの事情が「やむを得ない事由」に該当するかが争点になった。判決では、「原告代表者の言動は、言葉遣いの一部に居丈高で不穏当・不適切なものが見受けられるものの」としつつも、「指導・注意として違法なものとはまではいえない。」等として、「やむを得ない事由」に該当しないと判断した。

3 小括

現在、大手芸能事務所であるジャニーズ事務所における所属タレントに対する性加害の報道等のおり、芸能業界の在り方が問題になっている。そして、このジャニーズ事務所の報道を受けて、映画監督で漫才師、俳優の北野武氏（ビートたけし氏）は、令和5年5月26日、「(公平な) 契約を結ぶより、タレントを奴隷のように扱ってきた。それは今でも続いている」「タレントの収入が搾取されている。最近、そういった過去の古い制度的慣習やその他の問題が、明るみに出ている」と発言し、日本の芸能界の問題を指摘している。

しかし、上記の各判決から、司法における芸能実演家らに対する人権意識は低いと言わざるを得ず、この点は、先般、国連人権理事会の専門家が「裁判官の認識が低い」と痛烈に批判したとおりであるといえる。

第4 芸能実演家らの権利関係に関する最近の裁判例

1 FEST VAINQUEUR 事件（知的財産高裁令和4年12月26日）

本判決は、ヴィジュアル系ロックバンドとして活動していたグループに対する、マネジメント契約終了後の芸能事務所による各行為が妨害行為（不法行為）に該当するかどうか争われた事例であるが、本判決では、本件グループ名に係るパブリシティ権について、アーティストグループの各メンバーに認められると判示した上で、「パブリシティ権は人格権に基づく権利であって一審被告会社に譲渡できるとは考え難い」とパブリシティ権の譲渡性について判断し、氏名表示権についても、実演家人格権として、同様に芸能事務所側に帰属することはないと判断した。また、本判決では、次に、いわゆるマネジメント契約における契約終了後の競業避止義務条項に基づく「6か月間の実演の制限」について、「本件条項による制約に合理性がない場合には本件条項は公序良俗に反し無効と解すべき」とした上で、「本件条項による制約には何ら合理性がないというほかないから、本件条項は公序良俗に違反し無効である」と判示した。

一般的に、文化芸術分野、特に芸能分野では、芸能実演家らと芸能事務所との間のマネジメント契約書において、契約終了後の競業避止義務に関する条項が設けられることがあり、そうした条項が設けられる理由として、マネジメント事務所からは先行投資回収の必要性が主張されるが、この点について、「本件条項により一審原告らの実演活動を制約したとしても、それによって一審被告会社に利益が生じて先行投資回収という目的が達成されるなどということはなく、本件条項による一審原告らの活動の制約と一審被告会社の先行投資回収には何ら関係がないというほかない」と判示した上で、マネジメント事務所が実演家に対して競業避止義務を課すことに関して合理性がないと判断した。

2 芸名使用差止請求事件（東京地裁令和4年12月8日）

本判決は、芸能活動をしていたアーティストと芸能事務所との間の係争であるが、主に、芸名の帰属について争点になった事例である。本判決では、芸名に係るパブリシティ権の帰属先等について、当該アーティストに、芸名に係るパブリシティ権が認められるというべきとし、マネジメント契約書におけるパブリシティ権の制限に係る部分は、芸能事務所による「投下資本の回収という目的があることを考慮しても、適切な代償措

置もなく、合理的な範囲を超えて、被告の利益を制約するものであるというべきであるから、社会的相当性を欠き、公序良俗に反するものとして無効」と判断した。

3 小括

各裁判例の事案のように、芸能実演家らと芸能事務所との間のマネジメント契約では、芸能事務所に対して知的財産等に関する権利を一方的に帰属させるとする条項、役務提供等に対して十分な対価（出演料や二次使用料等を含め）を得られない条項、無制限の人格権の不行使条項、契約終了後の競業避止条項、芸名使用禁止の条項、不当な違約金条項など契約終了後の活動を制限する条項が盛り込まれることが多い。そして、このような不合理な契約内容が、芸能実演家らの生活を不安定にさせ、過重労働の一つの要因になっていると考える。特に、競業避止義務の場合には、芸能実演家らが、何ら芸能活動を行うことができなくなるため、その生活に対する影響は非常に大きい。

第5 文化芸術分野における児童の保護

日本の演劇子役等の夜間の就労可能時間は、「規制改革・民間開放推進三か年計画」に関する平成16年3月19日の閣議決定を受け、従前の午後8時から午後9時までに延長されたが、同閣議決定では、就労可能時間の延長に当たり「健康、福祉等への影響に留意すること」を求めており、演劇子役等の就労に当たっては保護と配慮を重視した取組みを行うよう注意が促されている。

他方で、諸外国の労働保護法制を見ると、日本での注意とは異なり、文化芸術分野に従事する児童の健康を維持し、教育面で学習進度に配慮し、福祉面の向上を図るため、演劇子役等の年齢に応じて労働時間をきめ細かく規制している。

また、実際の就労時間の上限は、演目の内容、児童の年齢や健康・精神状態、児童の意向等を総合的に考慮して、許可を行う機関がケースバイケースで決定している。そして、「休息期間」という考え方も導入している。

このように、諸外国では、文化芸術分野に従事する児童を手厚く保護している他方で、日本では、現在においても、労働者か否かも含めて極めて曖昧なままになっており、労力の搾取とも評価できる実態が続いている。このため、海外からは「奴隷契約」と揶揄されることもある。最近では、大手芸能事務所の一つであるジャニーズ事務所における性加害の問題も明らかになったが、これも日本の法規制の遅れに起因するものである。

第6 最後に

今年の本報告では、裁判例の報告を中心にしたが、芸能実演家らの過重労働に関しては、非常に多くの問題が内在していることもあり、長年にわたり放置されてきている。しかし、ここ数年、エンターテインメント業界の問題が、社会問題化している中、直ちに実態を調査し、芸能従事者らを保護するための立法も含めて、多角的に解決をしていかなければならない問題であることは明らかである。

日本のエンターテインメント分野の働き方改革は、海外のそれと比べて、その差が広がる一方であり、このような状況が芸能従事者らの過重労働を招き、そして、それは、今後の日本のエンターテインメント文化の衰退や停滞化を招くことに繋がるだろう。

以上